

農林水産委員会議録 第十六号

平成十四年六月十一日(火曜日)

午前九時三十二分開議

衆第一百五十四回国会

出席委員

委員長 鈴呂 吉雄君

理事

岩永 峰一君

理事

金田 英行君

理事

佐藤謙 一郎君

理事

白保 台一君

理事

相沢 英之君

理事

岩崎 忠夫君

理事

金子 恭之君

理事

北村 誠吾君

理事

中本 太衛君

理事

浜田 靖一君

理事

宮腰 光寛君

理事

井上 和雄君

理事

後藤 正純君

理事

江田 康幸君

理事

中林 よし子君

理事

菅野 哲雄君

理事

山内 功君

理事

高橋 嘉信君

理事

松本 善明君

理事

山口わか子君

理事

同(日森文尋君紹介)(第四一〇六号)

同(山内惠子君紹介)(第四一〇七号)

同(菅野哲雄君紹介)(第四一〇〇号)

請願(仙谷由人君紹介)(第四一〇八号)

同月十日

BSE緊急措置法の成立に関する請願(菅野哲

雄君紹介)(第四四五二号)

同(堀込征雄君紹介)(第四四五三号)

同(菅野哲雄君紹介)(第四六三九号)

同(山口富男君紹介)(第四六四〇号)

同(山花郁夫君紹介)(第四六四一号)

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

和雄君

高木 稔君

小西 理君

川内 博史君

後藤 斎君

後藤 茂之君

る無担保無保証、超低利融資の条件として出さざるということになると、昨年九月以来、もう三割、四割売り上げが減って、小売、焼き肉業者などいうのは大変な状況でしたから、当然厳しい決算で、それだと融資できない、ほとんどが融資不可能だというようなお話で、非常に今窓口が困っているという話をきのう連絡を受けたんです。

○遠藤副大臣 副大臣、直前の決算書じゃなくて、九月発生以

前の前の決算書、これで融資を申し込んでいただ

きたい、そういう配慮はいかがなものかと。

○遠藤副大臣 BSEに関連して、中小零細流通

業者が大変苦衷の渦の中にあるということも承知

しておりますし、金融窓口業務において、いろいろの機関によっては条件をつけておりまして、さまざまなものがあります。先々週も中小企業庁

次長と話をしまして、金融の窓口で統一できるよ

うに、この融資制度を立ち上げたそもそもがBSE

によって苦衷に追い込まれた業者の救済、支援

であるという趣旨に沿った対応であつてほしいと

いうことを強く求めたところでござります。

委員おっしゃることはまことにもともとござ

いますから、直ちに確認をし、かつそのような方

向で支援が行えるかどうか、あるいは行えるよう

にさせていきたいと思いますので、よろしく御指

導願いたいと思います。

○山田(正)委員 ということは、BSEについて

は、それこそ政府もその責任を感じているとい

ることで何度も陳謝しておりますし、その意味で、

損害をかけた中小零細企業に対しても、今言つたよ

うに、直前の決算書じゃなく九月以前、BSE発

生以前の決算書をもとにした配慮をするといふこ

とでよろしいですか、副大臣。

○遠藤副大臣 そのように金融機関に徹底され

よう、中小企業庁と協議をしたい、こういうこと

を申し上げました。

○山田(正)委員 ゼひそういう方向でお願いいた

い、そう思います。

それでは、きょう、水産の問題についていろいろお聞きしたいと思っておりますが、私の地元と

お聞きしたいと思っておりますが、私の地元と

いうのは、壱岐、対馬、五島とか、いわゆる漁業者、特に零細の沿岸漁業者の多いところなんですが、昨年、対馬のイカ釣り漁業者が一人続けて万関橋から飛び込み自殺いたしました。

というのは、イカ釣り漁業が食べていけなくなつた、いわゆる経営上借金を抱えて、ほとんどのイカ釣り漁業者は三千万から五千萬ぐらいの負債を抱えておりますから、その支払いができなくなつてやむを得ず自殺するに至つたという大変深刻な状況なんですが、なぜこのような状況に至っているかということなんです。

これは、ひとえに魚価が低迷している、イカも、少し回復したようですが、キロ八十円ぐらいで非常に低迷してきているということにあるわけですが、なぜこのように魚価が低迷しているか。その理由はどこにあると副大臣はお考えでしょう。

○宮原大臣政務官 今、山田先生の方から大変深刻なお話を聞きいたしまして、まさに大変な状況にあるというふうに思っております。

特に、イカの価格の動向につきましては、平成十一年以降、我が国周辺水域の生鮮スルメイカの豊漁及び海外イカ釣り漁業の好調によりまして、生産量が、平成十年の約三十九万トンから、平成十一年の六十二万トン、平成十三年の五十二万トンと増大をしてきてることを背景にいたしまして、生鮮の产地市場価格で、平成十年には一キログラム当たり三百一円であったものが、平成十三年には同じく一キログラム当たり百二十四円と、半分以下に価格が低下をしてきているという状況にあります。

なお、この間の輸入量は年間十万トン前後で、ほぼ横ばいで推移をしてきていたところでござります。

しかしながら、平成十三年以降、海外イカ釣り漁業における漁獲量の減少等によりまして国内在庫量が減少をいたしまして、この結果として昨年十二月以降の価格は上向いてまいりまして、本年四月現在で一キログラム当たり四百二十四円とい

うことと、最近のイカの価格につきましては上昇に転じているというふうな状況にござります。

○山田(正)委員 最近持ち直したということは聞

いているんですが、一般に、魚価、魚の価格の低

迷というか、非常にこの十年来大きく下がってきて

ている。この十年来大きく下がってきたのは、大き

きくは輸入の魚によるものだということはだれし

もが認めています。当然、いわゆる魚価の安定といふことの政策をどういうふうに水

産庁、農水省はとつていくのか。

例えば、野菜の価格の場合だったら、先般この

委員会でもいろいろ審議いたしました。野菜につ

いては、過去九年間の平均価格と市場実勢価格との差額、その差額の九割までを、登録して掛金を

積み立てた場合には補償して支払いがなされてい

る。したがつて、いかに野菜の価格が下がろうとも、ほとんどの野菜農家にとっては実質的にはそ

う打撃はない。

ところが、魚価の場合の安定制度というの

は、一体どのようなものがまざとられているのか。魚

価安定対策の概要だけ、ひとつ簡単に副大臣、話

していただけますか。

○宮原大臣政務官 魚価の安定を始めとする漁業

経営の安定化を図る観点から、水産物につきまし

ては、水産物調整保管事業と漁業共済事業等を実

施してきているところでござります。

調整保管事業につきましては、主要な水産物ご

とに過去の水揚げ量や価格をもとに当該年の最低

買い取り価格を定めまして、魚価が最低買い取り

価格を下回るおそれがある場合に最低買い取り価

格以上の価格で生産者団体がこれを買いつり、保

管をし、財團法人の魚価安定基金が買いつり代金

の借入金利及び保管経費の一部について助成をす

るものであります。

それから、漁業共済制度につきましては、先生

御存じのとおりござりますけれども、過去の漁

獲金額の平均を補償水準、共済限度額といたしま

して、契約期間中の漁獲金額がこの補償水準を下

回った場合の損失を補てんすることとしておりま

すけれども、この漁業共済制度につきましては、自然災害等に限定をされた共済制度ではなくて、漁獲共済では不測の原因による漁獲金額の減少にも対応しているため、結果として一定の漁業収入が確保されているところでございます。

例えば、いわゆる大漁貧乏の場合も漁業制度の対象とされているところであります。そのため、それは野菜の制度よりも進んでいる面もあるうかと

いうふうに考えております。

水産物と野菜とでは、その商品特性や生産の態様等が異なりますことから、それぞれの特性に応じて制度が講じられているというふうに考えておられます。

水産物と野菜とでは、その商品特性や生産の態

が確保されているところでございます。

例えば、いわゆる大漁貧乏の場合も漁業制度の対象とされているところであります。そのため、それは野菜の制度よりも進んでいる面もあるうかと

いうふうに考えております。

水産物と野菜とでは、その商品特性や生産の態

が確保されているところでございます。

そういうものは支援するということありますので、私は十分機能している、このように考えます。

○山田(正)委員 機能しているというのであったら、いわゆる魚価安定基金制度ですから、当然、安くなつたときにそれを買い支え、価格が倍になつたり半分になつたり三分の一になつたりということはあり得ないはずなんです。機能してないから、これだけ価格の変動があり、そして安い魚価が生じて漁民は食べられなくなつて、失業もできない、失業しても油代にもならないといつて、そしてとうとう生活苦で万関橋から飛び込んで死ぬような状況、そういうことになつていてるじゃないのか。

実際、機能していないからこれだけの価格の変動があるんじゃないですか。機能しているんですか、していないんですか。機能しているんだったら、どれだけの量をどれだけ買い支えている、予算はどうくらいあると。具体的に質問通告してい

るはずなんだけれども。

○武部国務大臣 これは市場経済が前提でありますから、完全に価格を一定水準に安定さすなどということまで考へるのは容易ではありません。しかし、一定の需給調整というものは機能している、こう思います。基金は、今事務当局の話ですと三十八億円だそうであります。

○山田(正)委員 一体、この魚価安定基金、財團法人には、年間どこからどれくらいのいわゆる収入があつて、そしてそのうちどれくらいのお金で買い支えしているのか。その収入というのはどこから入つてきているのか。そして、その買い支えの場合に市場から買い支えているのか、どういう魚種をどのようにしているのか、具体的に質問通告しておったはずです。

○武部国務大臣 予算については、十分基金が確保されているという考え方で、足りなくなつた分を毎年予算措置をしている、今年度は五億円を措置しているということをございます。

それから、買い支えるということであります

が、産地市場で買い支えるという考え方であります。

○山田(正)委員 予算は十分確保されるって、魚価安定基金がどれくらいの予算で、資産内容はどうくらいなのか。これだけ価格の変動が激しいと

いうことは、予算が三十九億円ぐらいで、それ本当に魚価安定に寄与していると言えるのか。

単なる名目上、魚価安定制度がこうしてありますよ、いわゆる水産庁の天下りがそこで理事として高い給料をもらつて、そういう程度のものでしかないのかと言つてるので、だから具体的にその内容をつまびらかに、大臣に明らかにしていただきたい。

○武部国務大臣 細かいことまで私は十二分に承知しておりませんが、三十八億の基金のうち、昨年は十六億円使つたということであります。さら

ございまして、この金額は十分対応できる金額だ、こういう認識でやっているということをございます。

○山田(正)委員 五億か六億買ひ支えているということですが、大臣、野菜の基金制度は、先般この委員会で質問したから、どれくらい予算があるて、どれくらい毎年買ひ支えしているか、大体まだ御記憶にあると思う。十分大臣も勉強なさったと思うので、それと比較して、どう思われるか。

今、地元ではタマネギのことで大変苦労しておりますけれども、十月から三月までは北海道が市場の九割を占めているわけでありますから、何で価格形成、北海道だけでもできないんだ、こういうふうに。ところが、水産の場合はそうはないかない。

○武部国務大臣 私は、細かい数字まで覚えたと思うとまた数字を忘れたり、また勉強したり、だんだんわかってきてますが、二百六十億ぐらいじゃないかな、こう思つておりましたが、国の資金造成長額は平成十三年六百十五億円、十四年度七百十七億円、事業実施額は二百六十二億円。ちなみに水産物については、資金造成长額は平成十三年五億円、十四年度五億円、事業実施額は平成十三年度十六億円ということをございます。

○山田(正)委員 大臣、長々と説明しましたが、今までちょっとお話ししましたように、野菜の場合は、一般に言う保存が困難でありますね。また、作物転換が容易にできます。私どもも、

先ほどもちょっとお話ししましたように、野菜の場合は、一般に言う保存が困難でありますね。また、作物転換が容易にできます。私どもも、

今までちょっとお話ししましたように、野菜の場合は、一般に言う保存が困難でありますね。また、作物転換が容易にできます。私どもも、

○山田(正)委員 大臣、長々と説明しましたが、今までちょっとお話ししましたように、野菜の場合は、一般に言う保存が困難でありますね。また、作物転換が容易にできます。私どもも、

いると私は承知しております。

○山田(正)委員 今、大臣率直に、必要だということは認められた。そうであつたら、野菜農家に実際に価格補償として、幾らか積み立てはしておりますが、それに対して支払われている同じ形、いわゆる野菜約五十種類の品目について価格安定基金制度がなされておりますが、それとほぼ全く同じような形で、魚に対してもそれをやろうと思えばできるのではないか。

大臣、それをやれないのかやれるのか、すぐに返事はできないと思うのですが、野菜より、より必要ではないのか、それをする必要がある。

○武部国務大臣 やればいいのですけれども、どこまでどのようにしてやるかということになりました場合に、繰り返しになりますけれども、野菜の場合と水産物の場合、先ほど申し上げましたような理由で違うのですね。

水産物の場合には、魚種、漁法が多岐にわたっている、一経営体が多種多様な魚種を漁獲している、かつ当該魚種も経営体や年ごとにによって変化する、海況や漁況、つまり自然要因によるところが非常に大きいというふうなことで、水産物の保管事業と共済事業ということを車の両輪にして経営の安定を図ろうという仕組みをとっているわけでございます。

○山田(正)委員 大臣、先ほどから何度も話して

いるように、魚種安定基金制度があつて、いわゆる買入れ調整保管があつて、それで本当に機能

しているんだったら、こんなに、四分の一になっ

たり三倍になつたりという価格はあり得ないはず

で、これだけ漁民が本当に苦しんでいるといふこ

とはあり得ないはずで、それからすれば、野菜と

同じように、あるいはそれ以上に魚というのを計

画的な生産とかそういったものができないわけだ

から、それに対する魚種安定制度は当然やるべきではないかと言つているのです。

それで、では大臣、必要であるということのとおりま

では大臣言つたんだけれども、魚においては野菜と同じような魚種安定制度がなぜできないのか、

なぜ調整保管みたいな、そういう天下りの水産庁の職員が理事等で、こまかすような、全く事實上機能していないような制度しかつくっていないの

が。これは余りにも不平等じゃないのか、野菜農家と漁業者に対して。それをどう考えるのか、なぜできないのか、それを明らかにしてもらいたい。

○武部国務大臣 これはもう何度も申し上げますけれども、水産物の場合には調整保管、これはもうどここの漁村に行きましても水産物流通加工センターというのがありますよ。それは漁業者がそれを特に望んでいるわけなんですね。それたものをやはり冷凍保管しないとすぐ鮮度が落ちてしまうというふうなことから、どうしても冷蔵庫、保管庫が必要になってくるわけありますし、地域の小さな中小水産加工場も、自分でそういった冷凍保管施設など持てないというふうなことについては、国が支援してそういうものをつくって、本当に大漁のときにはもう大変なぐらいとなるわけではありませんから。

昔はもう網走なんていったら、魚臭くじしようがなかつたんですよ。駅に着いた途端に魚のにおいですよ。なぜか。そんな冷蔵保管なんかないからです。魚の処理に困っているわけですよ。野積みになつてゐるわけですよ。こういうような長年の経験から、水産物については保管事業といふものを作地においても強い求めがあつたと思うんです。

しかし、台風災害でありますとか、また、不漁が続いて出稼ぎに行かなければならぬというような、年によっては、海況の変化、資源の変化でそういうことに追い込まれる。これについては共済制度があつて、国庫補助として平成十三年度には七十七億円、国が金を出しているわけであります。年によっては、海況の変化、資源の変化でそ

ういうことに追い込まれる。これについては共済

制度があつて、生産者団体は漁業者に補償金を支

払つて当該水産物を市場から回収する、そういう

の漁業者によって水揚げされた指定水産物の市場

価格が欧州委員会の設定する回収価格を下回った

場合において、生産者団体は漁業者に補償金を支

成を受けることができるようになっているといふこ

とでございました。

○山田(正)委員 大臣も北海道で、漁業のことは

幾らか見聞きしているということのようですが、

助成率が遞減するということになつてゐるそ

うのものが多く、助成の対象となる回収量は年間漁

獲量のおおむね一〇%を限度としているといふこ

とでござりますし、かつ回収量が多くなるにつれ

本制度の活用状況は予算額に比べて低い状況になつておりますが、その背景にはこうした事情があるのではないか、このように考えられます。

○山田(正)委員 欧州では、いわゆる市場価格、

その一割下がった価格、それに品質係数を掛け

て、それで買取るんだという制度があるという

ことを大臣は知つておられたか、知つていなかつたか。

(委員長退席、鮫島委員長代理着席)

○武部国務大臣 私は詳しく知りませんでした。

今はわかっていますよ。(山田(正)委員「今はわ

かりましたか」と呼ぶ)先生からの通告がありま

して、早速勉強いたしまして、もう少しこれは勉

強したいなと思っておりますけれども、最近まで

は知りませんでした。

○山田(正)委員 大臣、そう率直に言ってくれればこっちもそれ以上追及しようとは思わなくな

る。

大臣、今言つたように、欧州においては、特

に魚については五十種類の品目、これは僕が調べて

きたんだ、五十種類の品目において、大量にとれ

たりなんなりしたときには、言ったように、市場

価格の約九〇%に品質係数を掛けたもので回収す

るようにしてゐる、これは。

ところが、驚いたことに、その回収した魚をど

うするか。大臣、御存じか。知らないか、回収し

た魚の処分。これはちょっと質問は通告しておつ

たんだけれども、もし勉強なさつてお答えなさる

のだったら大臣からお答えいただきたい。

○武部国務大臣 全部廃棄だそうであります。

○山田(正)委員 そこなんですが、いわゆる調整

保管して、ちょっとだけ名目上賣つて、サバとか

アジとかイカとか、安くなつたらそれを冷凍した

ものを出しますよというのとEUは違う、これ

は。一たん回収した魚は全部焼却廃棄処分にす

る、市場に出さない。私はスリーリーさんという課

長さんからそのお話を聞いて驚いたんだけれども、それくらい徹底していわゆる魚種の安定制度

に、EUは漁民のためにやっている。大臣、そこまでやっている。

では、大臣、そのために必要な予算はどうくらいいで、そのお金は実際どこが拠出しているのか、それは御承知か、お勉強なさっているかどうか。

○武部國務大臣 予算額は、二〇〇二年で十八億円、二〇〇一年が十八億円、二〇〇〇年が十三億円、一九九九年は二十四億円、一九九八年は四十億円。実績は、一九九八年は十五億円という数字になりますが、委員、五十ということありますけれども、私が今事務当局から聞いたのでは、生鮮、冷蔵等の二十六品目というふうに聞いておりましたが、私の方が間違いでしょうか。もう少しまた調べてみたいと思います。参考までに、私が聞いているのは二十六品目ということです。

○山田(正)委員 私の記憶では五十品目と思っていましたが、二十六品目であつたら、いわゆる回収価格制度に適用しているのは二十六品目かもしれません、それはね。

いずれにしたって、それだけの魚についてきちんととした対応をEUではやってきている。予算措置も欧州委員会そのもので、いわゆる政府が金を拠出している。

そういう状況で、買い入れは各國の漁業協同組合とか公社とかいろいろあるようですが、そういったことを考えれば、当然、大臣、日本もそういう制度というものをこれからひとつ、先ほど大臣は水産庁長官に答弁させていただきたいようないわゆる魚価安定制度、そういうものを実質実現するに今していかなければいけないのじやないのか。大臣、どうお考えですか。

○武部國務大臣 水産庁長官のことについては、詳しい数字等について長官に答弁させた方が正確ではないかということで申し上げたわけでありまして、やはり私が水産行政において最も最高責任者であるという自覚を持ってやつておりますので、誤解を与えたことは訂正させていただきま

私も産地にいますけれども、日本のようないい国は全國一律の政策が果たしていいのかなという感じがいたしますね。したがって、これは国や水産庁がすべての政策を国主体でやるということよりも、産地には産地のいろいろな対応策というものを考えているんじゃないかと思います。単純にEUと日本を比較して、向こうの方が手厚いということにはならないのではないか、かように思

います。やはり、調整保管、単なる調整保管といいましても、水産物流通センターのようないいも求めているわけでありますし、我が国のように四面を海に囲まれていてここにおきましては、魚種、漁法等も相当多様なんだろう、こう思うのですね。

そういう意味では、多様なやり方を手厚く国が支援し、それぞの地域の実態に応じた、価格安定対策を含めた水産物の流通対策ということを考えていかなければならぬのではないか、こう思いますし、やはり一番大事なのは漁業者の経営の安定なんだろうということを考えますと、共済制度というの、私、やはり我が国においては非常に重要であろうと。もちろん、こちらの方をしっかりとみんながこれに加わって機能をしていく、より充実させていくことが大事ではないのかなというふうに考えているところでございます。

○山田(正)委員 今大臣は聞き捨てならないことを言つたんですが、日本の方が手厚く漁業者に対してやっているのではないかと。どういうところがEUと比べて日本の方が手厚く魚価安定並びに漁業者に対して助成しているんですか。

○武部國務大臣 欧州は価格支持政策をとっているんでしょうか。調整保管とかそういうこともやっているんでしょうか。私はその実態がわかりませんから、一様に比較できないとは思いますが、しかし、今、回収の仕組みも全体の漁獲量の一〇%程度だということのようですね、魚種も二十六品目というようなことでありますから。

私は、日本の方が手厚いということは言い過ぎ

かもしませんが、日本には日本のやり方、特に北海道と沖縄と九州とそれぞれ違うんじゃないかなということを考えますときに、地域が求める、生産者が求める、そういうことに手厚くした方がいいのではないかと。だから、さまざまな対策、政策というものを組み合わせてやることの方が大事ではないのかなということを申し上げたわけで

EUの回収制度は、私も少し、先生からそういうお話をありますのでしきり勉強してみたいと言えるのか。政治家として、いわゆる農水大臣としてどう思うかと聞いているわけです。

○武部國務大臣 ちょっとと最後まで聞いていただきたいと思うんで

す。EUEUの回収制度の実施に要した実績額を邦貿易で見ると、一九九八年が約十六億円、予算額に対する実績率は四〇%、一九九九年が約十億円、実績率四〇%、二〇〇〇年が約九億円、実績率六八%となっています。我が国の水産物調整保管事業の実績は、一九九八年が約十二億円、実績率二六%、一九九九年が約十億円で実績率三〇%、二〇〇一年が約十六億円で実績率四二%。

こういうふうにして見てみると、実績額の面で調整保管事業はEUの回収価格制度を近年上回っている状況にあると言えるのではないか、こう思ふんですね。

また、回収数量の実績を見ますと、EUの場合は、一九九八年が約二万八千トン、一九九九年が約四万九千トン、二〇〇〇年が約一万七千トンであるのに對しまして、調整保管事業の場合は、一九九八年が約八万七千トン、一九九九年が約八万一千トン、二〇〇〇年が約七万一千トンと、EUより多い状況でございます。

さらに、回収価格の水準と調整保管事業を発動する基準価格との比較で見ますと、例えば二〇〇一年のサバについては回収価格がキロ二十三円であります。これは大西洋のサバですね。調整保管事業では、キロ百十二円と高い水準に設定されております。これは価格については一概に比較で

十万トンの炭素を固定化するために、毎年国の林野事業予算約二千八百億円を四割以上上積みして、約十年間で一兆円は京都議定書を達成するためには必要であるという記事が載っています。これは、大臣にも資料としてお配りしたと思いますし、委員の皆さん方にお配りしたと思います。

この昆布の森は、非常にこれはおもしろいと思うのは、いわゆる熱帯雨林の倍 CO_2 を吸収する、そう言われてますが、境博士の説によるところ、北海道ぐらいの面積に仮に昆布をつくったとしたら、それだけでいわゆる京都議定書に言う CO_2 の不足分を補うことができるのではないか、ということは真剣にとらえていただけれど、そう思いました。

資源回復事業計画についてもいろいろ聞きました。どうか大臣、副大臣とも、ひとつ水産行政においても、単なる農業だけではなく、いつも水産はどうかにはうりやられておって大変日の当たらないところなんですが、ひとつ思い切って、魚価安定制度から今言つたいわゆる資源回復のための昆布の森構想まで真剣に考えて、大してお金がかかるわけじゃありませんし、ひとつ具体的にやつていただければ、それこそ名大臣、名副大臣と言われるんじやないか、そう思いますので、ようしくお願い申し上げます。

○鈴呂委員長 これにて山田正彦君の質疑は終了いたしました。

次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党・市民連合の菅野哲雄でございます。

水産関連四法案について、大臣の所信をお聞きしてまいりたいというふうに思っております。まず初めに、今日の水産業、漁業を取り巻く状況というのは、今、山田委員も質問しております

けれども、私は非常に厳しいものがあるというふうに思っております。

それで、水産基本法がつくられて、水産基本計画が三月に計画を立てられてそれを実行に移していく今日の段階だということなんですねけれども、

基本的にこの四法案でもって解決する課題ではないといふうに私は思うんですが、今日、農水大臣として、一つは、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案を提出されております。この法律案を提出せざるを得なかつた今日の水産業という部分をどのように大臣として評価なされているのか、考えておられるのか、まずお聞きしておきたい

いといふうに思います。

○武部国務大臣 漁業を取り巻く環境の厳しさということは、菅野先生も浜育ちだろうと思いますので、よく御承知いただいていると思いますが、今、周辺水域の資源状態というものは非常に悪化しております。それが原因になりまして漁業生産量も減少しておりますし、一方、漁村を取り巻く環境は、担い手が減少し、高齢化が進行している。

こんなようなことから、我が国水産業を取り巻く状況の変化というものに対応して水産業の振興を図るためにどうすべきか、そういう観点から、昨年、水産基本法を制定したところでございまして、その政策を具体化するために、漁業振興の観点も十分に踏まえて、今回の水産四法案を提出しているものでござります。もとより、先生御指摘のとおり、これですべてオーケーということにはなり得ない、こう承知しております。

漁協については、水産業をめぐる状況が厳しい中で、漁業者の協同組織として、水産基本法の基本理念であります水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展の実現に向けて積極的な役割を發揮することが強く期待されているところでございます。

また、金融自由化の進展ということも非常に大きな背景になっておりまして、ペイオフの解禁等、近年の金融情勢が大きく変化する中で、漁協

系統信用事業が今後も水産業の振興、漁村地域の経済発展に的確な役割を果たしていくためには、より効率的、なおかつ健全な事業運営、組織体制を確立することが急務となっているわけでござい

ます。このような状況を踏まえまして、水産基本法の基本理念の実現に向けて、漁協が資源管理や担い手対策などの課題に的確に対応し得るよう

直しを行うこととした次第であります。

○菅野委員 私はこの問題をどうして取り上げるのかということなんですが、漁協を取り巻く環境の悪化というものは、今大臣がおっしゃったように、資源や担い手不足、あるいは信用事業の、金

融の大幅な環境の変化ということでもつてやっていかなきゃならないというところは理解するんで

しかし、今日の中小漁業者の経営状態が非常に悪化しているという形で経営が存続できていかな

いんだというところに今日の大きな問題点があるといふうに思つています。それで、そういう右肩下がりの状況ですから担い手も生まれてこない

というのが今日非常に大きな問題点だというふうにとらえなければならないというふうに思つてい

ます。一方では、漁協の再編等を行わなければならぬという状況があるというのは、結果として

そういう状況になつてきている。

そういう意味で、漁協の財政基盤が弱体化して

いる原因というのは中小漁業者の経営悪化に起因しているんだ、そこをどう支援、対処していくの

かということを根本に据えなければ、今後の水産業あるいは漁業の将来という的是明るい展望が開けていかないんじゃないのかなというふうに思つ

ています。

○菅野委員 これにて山田正彦君の質疑は終了いたしました。

○武部国務大臣 問題意識は私どもも同じように共有している、このように認識しておりますが、少し詳しく言いますと、近年、資源状況の悪化によりまして漁業生産量が減少する中で、漁業者の経営が悪化するとともに、組合員である漁業者の漁業生産活動に事業運営を依存している漁協について、その基盤が弱体化しているというのが実態だらうと思います。

特に、カツオ・マグロ漁業等の中小漁業者を多く抱える漁協につきましては、これら漁業者への設備投資等に係る貸付額の比率が大変高うございまして、国際的な漁業環境の悪化によりまして減船を余儀なくされているということ等、漁業経営が悪化して債務の償還が滞る、漁協経営にも極めて大きな影響が生じているということでございま

す。

このために、カツオ・マグロ漁業等の中小漁業について、価格、経営対策など般の施策を拡充強化することで漁業経営の改善に努めるということが第一でありますし、第二には、信用事業を信

漁連に譲渡するなどいたしまして、信用事業の実施基盤の強化、経営の効率化、合理化、あるいは合併等を通じた組織の再編による漁協の体制整備ということが避けられないことだらうと思

うのであります。

そういったことによりまして、組合員へのサービスを維持強化していくことが必要であると考えておりますし、農林水産省は、この四法の成立を期して、これを一つの大きな力にしてこれらの取り組みについてさらに推進してまいります。

このように考えております。

○菅野委員 四法の今回の提出というものは、水産基本法、基本計画、それに基づいて今後のやつていく方向というのを明確に打ち出しているとい

う点では評価しているんです。

ただ、先ほどから言つてはいるように、大臣の答弁でも不十分だと思うんですが、資源の状況悪化とかそういう問題じゃないと私は思うんです。後

でも触れますけれども、日本の水産業、漁船漁業

「そういうものをどうしていくのかという視点がやはり、先ほどの山田委員との質疑を聞いていても、まだまだ不十分だというふうに思っています。このまま行つて漁協等の再編を進めたとしても、中小漁業経営者が本当に経営を維持していくかどうかという点での議論が不足していくと、やはりまた新たな問題点が生じていくというふうに思っています。

後でまた議論いたしますけれども、そういう意味では、中小漁業者の体力が本当に衰えている中で、今回、漁業再建整備特別措置法というものが提案されています。これは非常に大事なことなんですが、今体力が落ちた段階でこういう形で整備になつたにしても、だれも借りられる状況ではないといふところに私は今日的な業界を取り巻く大きな問題点があるといふふうに思つんですね。今、制度資金を本当にこれまでどおり借りるこ

声として聞こえてきているんです。そして、ここに問題も含めて、この農林漁業信用基金という部分が、保証保險しながらやっていくんですが、ここでの審査が非常に厳しいものになつて、経営状況が悪化しているにもかかわらず、審査基準が厳しいがゆえに借りられなくなつていくんじゃないのかという不安というものが漁業者全体の声として出てきているということなんですね。

大臣、そういうことに対する決意のほどを

○**武部国務大臣**　近年の漁業生産の低下、金融情勢の中での制度資金の貸し付けが減少しているのであります。融資残高は四千百六十一億円に上っておりまして、制度資金は依然として漁業経営の安定のため重要な役割を果たしていくふうに考へるのでありますけれども、金融支援策の拡充は、効率的かつ安定的な漁業経営を

育成していく上で重要な経営対策のための柱となるわけであります。したがいまして、漁業再建整備特別措置法の改

したがいまして、漁業再建整備特別措置法の改正におましても、漁業経営改善計画制度のもとで、農林公庫、漁協系統等金融機関からの経営改善のための設備資金、長期、短期運転資金の融通、農林公庫からの資源回復計画の実施に必要な資金の融通、保証保険のてん補率の引き上げ等の支援を行うこととしたわけであります。

一方、今先生が御指摘ありましたように、近年の厳しい金融情勢のもとでは、借りたても借りられないというような状況があるわけでありますて、公的な信用補完措置が不十分であるため金融機関から必要な融資を受けられないとする漁業者がいるということも承知しているわけでございます。

なっているのかというと、三十隻にまで減つて、そしてつい最近、「四隻の船の行方が心配されたが、うち三隻は市内のオーナーが買い取り、乗組員も再び仕事に就くことができた。」と報道されています。それくらい今日の漁業経営というものが追い込まれている。

そこを再建していくときには、この融資基準を緩めなければ再建につながっていないといふうに私は思うんです。私は、その他の部分も要素としてはあるんですけども、当面、法改正に伴ってその部分は、先ほど十分これから検討していくりますという答弁ですけれども、経営実情を踏まえて、ここは支援しなければならないといふところには十分手を尽くしますという答弁、考え方を示していただきたいと思うんですけども、大臣、いかがですか。

送っていました。気仙沼市の水産課の方から取り寄せて、この表を見て、大臣、水揚げ高数量というのは、ずっとほぼ十二万トン、十三万トン、十五万トンという形で一定で推移しているんです。

そして、この金額についても、昭和五十五年で三百九十一億ですから、ほぼ三百億達成ということとで、昭和五十五年以来三百億前後ということです、ずっと水揚げ金額が同じ、これが状況なんですね。これに卸売物価指数を対比させて比較すれば明確になるとと思うんですが、そこまではやっていません。結局、魚の値段が卸売物価に追いついていくんじゃないということなんですね。ということは、魚の値段が二分の一、三分の一に、今相対的に下がっているという状況だということなんですね。

なつてゐるのかというと、三十隻にまで減つて、そつてつい最近、「四隻の船の行方が心配されたが、うち三隻は市内のオーナーが買い取り、乗組員も再び仕事に就くことができた。」と報道されています。それくらい今日の漁業経営というものが追い込まれている。

そこを再建していくときに、この融資基準を緩めなければ再建につながつていかないというふうに私は思うんです。私は、その他の部分もうふうに私は思うんです。私は、その他の部分要素としてはあるんですけど、当面、法改正に伴つてその部分は、先ほど十分これから検討していくますという答弁ですけれども、経営実情を踏まえて、ここは支援しなければならないというところには十分手を尽くしますという答弁、考え方を示していただきたいと思うんですけれども、大臣、いかがですか。

○武部国務大臣 中小の漁業者にとりましては、特にマグロ等につきましては莫大な設備投資を行つた上で、国際的な漁業環境の悪化に伴いまして減船を余儀なくされたというような状況については、それらに対する対策はとられているわけであります。

今後のことにつきまして、やはり、農林漁業会融公庫等につきましても、漁業者のためにあるいわゆる政策金融機関として存在しているわけでもありますので、信用補完制度等につきましては、漁業経営の効率的な安定化ということが大前提でありますけれども、実態に即して前向きな漁業経営ができるよう、さらなる配慮ということを検討する必要がある、私はそう認識しております。

○菅野委員 先ほど大臣は、資源状況の悪化、資源状況の悪化ということを盛んに強調されておられますがけれども、私は、資源状況の悪化じゃなくて、いかに魚の値段、魚価が安く推移しているかというところに今日の漁業経営が追い込まれてゐる実態があるというふうに思っています。

委員長に許可を得て委員の皆さんに配付いたしましたが、うち三隻は市内のオーナーが買い取り、乗組員も再び仕事に就くことができた。と報道されています。それくらい今日の漁業経営というものが追い込まれている。

送つていただきました。気仙沼市の水産課の方から取り寄せて、この表を見て、大臣、水揚げ高数量というのは、ずっとほぼ十二万トン、十三万トン、十五万トンという形で一定で推移しているんです。

そして、この金額についても、昭和五十五年で三百九十一億ですから、ほぼ三百億達成ということです。昭和五十五年以來三百億前後ということです。ずっと水揚げ金額が同じ、これが状況なんですね。これに卸売物価指数を対比させて比較すれば明確になるとと思うんですが、そこまではやっていません。結局、魚の値段が卸売物価に追いついていないということなんですね。ということは、魚の値段が二分の一、三分の一に、今相対的に下がっているという状況だということなんですね。

その隣にマグロ類、カジキ類というのを抜き出して表にしておりますけれども、同じ傾向がこのことからしっかりと見てとれるというふうに思っています。

ここでのマグロ類でいうと、昭和五十四年で一千トン水揚げして八十九億ですから、キロ当たり約九百円していたんですね、大臣。これに卸売物価指数というものを加味していくと、平成十三年に八千百七十一トンに対し五十六億ですから、これくらいマグロの値段、魚の値段が下がってきてきている。そして、経営努力、経営努力ということを盛んに行ってきました。もう経営努力の限界に並んでいるというのが浜からの訴えだということなんですね。

そして三年前、マグロ船が一割減船され、これは資源を保護するということで全国で百三十一隻減船になつたのを、気仙沼を基地とする船が二十隻、涙をのんで減船に応じました。そして一割減船されて、さて、これからよくなるだろうというふうに期待を持って漁業経営者がその後努力をしてきたということです。

しかし、大型マグロ船は既に台湾船の隻数のが多くなっており、これが原因で国際秩序によく

トラブルが発生していることに対する行政の対応のなさ、安い人件費でとった外国マグロが国内に無秩序に搬入され、流通価格戦争を引き起こし、これが原因で漁獲経営が赤字操業に追い込まれているのが実情です。今や、個々の企業努力ではどうしようもないのが現状ですということで、漁船漁業者に納入している業者が、新聞に投稿して切実に訴えているというのが今日の状況だというふうに思っています。

今、大臣から基本的に答弁いただきましたけれども、水産庁として、この状況をどのように打開していくのかというところの明確な方針というものが示されない限り、漁業経営というものが、日本からマグロ漁業というものがなくなってしまうんじゃないのか、こういう危機感を持っています。この現状をどう認識して、これから対策をとっていかれようとしているのか、基本的にはお聞きしておきたいと思います。

○木下政府参考人 今委員御指摘のとおり、マグロ漁業につきましては、国際的な操業規制の強化、それから漁獲量の減少、また、御指摘のような魚価の低迷といった厳しい状況にあるわけでございます。私どもも、マグロ漁業を初め中小漁業の安定を図るために、将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を担い得る漁業経営を育成することが重要というふうに考へておられます。

この観点から、経営対策につきましては、本年から、新たに漁船リース事業等による生産コストの削減を図りたいということで、新たな事業を実施することとしておりますし、また、魚価の安定あるいは適切な資源管理、これは、国内あるいは国際機関等々あるわけでございますけれども、これらのことにつきましても、施策の推進に努めています。魚価の安定対策でございますけれども、これまでもマグロにつきまして、価格が低落した場合に、日かつ連等がこれを買い上げ、価格上昇時に

放出する、価格の安定を図るために水産物調整保管事業を実施してきたわけでございます。

本年から、この水産物調整保管事業につきまして拡充強化をし、従来の日かつ連の買い上げ方式に加えまして、受託あるいは洋上保管の導入、また一定期間の条件の中で買い取り期間中の売り渡し等々、従来からのこの水産物調整保管事業の弾力的運用を図りたいというふうに考えているところでございます。

また、このような経営対策それから価格、調整保管対策に加えまして、基本的に、とれた魚をより高く売るという努力も必要だというふうに思っております。その意味で、多段階で複雑な水産物流通機構の改善なり、水産物のブランド化の推進等によりまして、価格形成力の強化に努めていきたいというふうに考えておられるところでございります。

いずれにいたしましても、いろいろな施策を総合的に推進することによりまして、遠洋漁業の中核でございますマグロ漁業につきましては、今後ともその維持に努めていきたいというふうに考えております。

○菅野委員 生産コストの削減というところは、もうぎりぎりまで行ってきているというのが実情です、長官。そして今もう一つは、魚価の安定とということで、施策をそこに持っていくと、このことで、これから展開していくことなんですが、先ほどの資料を見ていただきたいと思うんでございます。

マグロ類でいくと、平成六年でいくと、キロ当たり約八百円以上していたんですね。これが七百円台になって、そして今は本当に六百円台という値段で推移しているという状況です。これは全体の価格ですから、クロマグロとかそういう高いマグロがとれたときには、それは一時的に安定するという部分はあるんですが、このマグロ類全体の価格をどう押し上げていくのか、これが私は非常に重要なふうに思っているん

落しているのかという問題点をしっかりととらえなきゃいけないというふうに思っています。これは大臣、ぜひ聞いておいていただきたいんですけど、それでも、国内の第一次産業がグローバル経済の中で国際競争力のあらしにさらされているという状況、これをしっかりと見ておかないと、そして、野菜や木材もそうなんですが、外国から輸入がどんどんふえてきて国内価格を押し下げている実態となるという観点から大切なことだというふうに私は思っています。

ここに、ヨミウリ・ウイークリーということでお伝えします。その意味で、「センセーションナル」「海賊マグロが上陸している!」というふうに言っています。これを読んでみると全くそのとおりだというふうに思ふんです。ですが、便宜置籍船が、日本が減船したにもかかわらず、どんどん漁獲を、違法、無秩序、無規制でもって操業して、これを日本に送り込んでいます。すると、日本はマグロにおいては唯一の消費国でありますから、日本でしか消費できないという中で、無秩序にとって、無規制にとって、日本へ送り込んできているという状況だと思います。

この横文字で言うとFOC漁船やIUU漁業への対応というものをどう行っていくのか、これが一つの、二割減船を行つた、そして、FAOの中で世界全体が資源管理の観点から二割減船を行つたのは日本だけであつて、その分はあと無秩序に漁獲されている、こういう国際的な状況を放置しておいて、魚価を、国内制度でもって魚の値段を上げていこうということでは対処し切れないので、これから展開していくことなんですが、先ほどの資料を見ていただきたいと思うんです。

マグロ類でいくと、平成六年でいくと、キロ当たり約八百円以上していたんですね。これが七百円台になって、そして今は本当に六百円台という値段で推移しているという状況です。これは全体の価格ですから、クロマグロとかそういう高いマグロがとれたときには、それは一時的に安定するという部分はあるんですが、このマグロ類全体の価格をどう押し上げていくのか、これが私は非常に重要なふうに思っているん

場から、これまでも、大西洋まぐろ類保存国際委員会、ICCATでございますけれども、資源管理措置を損なう漁業活動をしている国からのクロマグロ、それからメバチなどの輸入禁止を既に勧告しております。私ども日本といしましても、この勧告に従いまして、輸入貿易管理令に基づきまして輸入禁止措置を講じているところでございます。

また、ICCATではFOC漁船のリストを作成いたしております。このリストに掲載されている等の措置をとっているところでございます。F.O.C.漁船からの輸入業者に対して、前歴がFOC漁船である場合を含めます。水産庁といたしましては、この決議に従いまして、平成十一年十二月でございますけれども、このようなFOC漁船からの輸入業者に対して輸入禁止措置を講じているところでございます。

さらに、FOC漁船そのものをなくすという要請をいたしておりますところでございます。この要請に反しまして取引が行われた場合には、業者名等の関連情報を水産庁のホームページに公表している等の措置をとっているところでございます。さらには、FOC漁船そのものをなくすというがやはり一番重要な点だろと思います。私ども、FOC漁船、大部分は台湾の漁業者により経営されているというふうに考えておりまして、そういう意味で、日台の業界間で、FOC漁船のスクランプあるいは台湾籍化を行うということについて合意が既に行われておりますので、この合意を着実に実施するよう今後とも努めていきたいとふうに考えております。

○菅野委員 このことは参議院の農水委員会でも議論されて、長官の答弁した中身が私の手元にありますけれども、FOC漁船が漁獲したマグロ類の輸入量、これを参議院の農水委員会では一万五千トン弱であるというふうに答弁しております。

す。そうすると、日本の国内消費量が、日本の刺身マグロ供給量ということで約五十万トンと見ていいと思うんですが、そのうちの一万五千トンだからというふうに数量を私なりに非常に疑問をもって見たわけですね。

そして、一方では、水産庁のホームページで、ICC ATでもって公表されているFOC漁船の数が、今年度で三百九十七、前年度で三百一といふ数字で、九十五隻ふえているという状況です。この三百九十七隻が全部操業しているとは限らないとしても、そのうちの二百隻と仮定します。それが、九十五隻ふえているといふ数字で、マグロ漁船が一隻当たり年間幾らとうすると、マグロ漁船が一隻当たり年間五千トンかかるといふことになつたときに、この数字といふのが合わないといふに私は思うんですね。

このFOC漁船と輸入数量との関係をどう説明なされるんですか。十二年度では二万トン超、それで十三年度では一万五千トン、減ってきているが、そんな状況じゃないといふに思うんですね。水産庁のきっちりとした対応が行われているからそういうふうになつてきているんだという議院での答弁と私は見たんですけれども、私は、そんな状況じゃないといふに思つていいが、どうなんですか。

○木下政府参考人 FOC漁船でござりますけれども、私たち、ICC ATのFOC漁船のリストに掲げられているものにつきまして輸入量の集計をしているわけでございます。その中で、委員御指摘のとおり、平成十一年には約二万トン、また、平成十三年には約一万五千トンといふように報告をされているわけでございます。

この漁船でございますけれども、私ども相当程度重複しているんではないかなというふうに思つております。まだ答弁していなと思うんですが、三百隻の船が漁獲する数量、年間どれくらいと思っているんですか。

○菅野委員 私ども全体について把握いたしておりませんけれども、三百隻程度といふように前提をいたしますと、大体四万トン前後でかなりかなというふうに推測をいたしております。○木下政府参考人 私どもが集計をいたしております数字、先ほど申し上げたように一万五千トン程度あるわけでございますけれども、これと、三百隻程度と推測しているといふに申し上げましたけれども、この差につきましては、なかなか現状につきまして把握いたしておりませんけれども、恐らくは、第三国を経由して貿易取引が行われているのではないかというふうに推測をいたしております。

○菅野委員 私は、先ほど言ったように、日本の魚価の低迷といふものにしっかりと対処していくためには、貿易のあり方というところを、水産庁として生産者を育成していくという観点からしっかりととした対応をとつてほしいということです。疑惑をしているわけです。

それで、正規の部分で、統計上あらわれてきたのは平成十一年度で二万トン、十三年度では一万五千トンである、この部分をゼロにすればといふことなんですが、今、長官いみじくも、あらゆるルートを通つて日本国内に入つてきているんであります。また、FOC漁船の主要漁獲物でござります。また、FOC漁船の主要漁獲物でござりますメバチでございますけれども、本年七月から統計証明制度をスタートするところでございました。

要するにこれが、「安い人件費で獲つた外国マグロが、国内に無秩序に搬入されて流通価格競争を引き起こし、これが起因で漁船經營者が赤字操業に追いつめられているのが実情です。」このことに対する何にも政府は手を打つていなといふことに對して、怒りをぶちまけているんですね。それで二万トンだ、一万五千トンだという形で議論

されでは、私はたまたものじゃないといふうに思つてます。

FOC漁船による日本国内への入り込みをどうかろうかなというふうに推測をいたしております。○菅野委員 それでは、四万トンでもいいんであります。そうしたときに、それでは、この四万トン漁獲されたものがどこに行つてると水産庁としてとらえているんですか。

○木下政府参考人 私どもが集計をいたしております数字、先ほど申し上げたように一万五千トン程度あるわけでございますけれども、これと、三百隻程度と推測しているといふに申し上げましたけれども、この差につきましては、なかなか現状につきまして把握いたしておりませんけれども、恐らくは、第三国を経由して貿易取引が行われているのではないかというふうに推測をいたしております。

それで、やはり日本の輸入商社の関係を水産庁がイニシアチブをとつてどう規制していくのかと、いうところに動き出さない限り、私は、日本からマグロ漁業というのがなくなつていくんではないのかなと思うんですけれども、その決意をお聞きしておきたいと思います。

○木下政府参考人 私ども、FOC漁船によるIUU漁業を、これは根絶すべきであるというのが基本的な立場でござりますし、このような考え方のもので、これまでにも国際機関等を通じて活動をしてきております。さらに、FOC漁船の大半は台湾の漁業者であるといふうに私ども認識をいたしております。その辺を、先ほど申し上げておるような統計の確認もさることながら、基本的にこのよな台湾の漁業者により經營をされているという現状をかんがみますと、このもとを断つことがまず大事だらうといふふうに思つておられます。また、FOC漁船の主要漁獲物でござりますメバチでございますけれども、本年七月から統計証明制度をスタートするところでございました。

ICC ATの部分、どうして十分な検討が行われず積み残しになつたのか、それから洋上積みかえの問題等も含めて、どう水産庁として考えているのか、お聞きしておきたいと思います。

○木下政府参考人 五月の末に行われたICC ATの作業部会でござりますけれども、一つは、台湾漁船によるFOC漁船の取り組み状況についての議論に相当程度割かれたわけでござりますけれども、このほかに、先ほど御指摘の点がございました中で、アメリカなりカナダが、そのような規制を行うに際し、かなり厳密な基準を適用すべしというような意見もありまして、かえつて、そのようなFOC漁船についての具体的な輸入規制を図るという観点についてはいろいろ問題があつたというふうに認識をいたしております。

いずれにいたしましても、私ども日本政府といつましても、あらゆる機会を通じまして、このようないいF O C漁船によりますIUU漁業につきましては根絶するといふことで、最大限の努力を傾注していきたいというふうに考えております。

形態で入ってくるわけでござりますけれども、このようなFOC漁船を排除するという観点から、あらゆる点につきまして努力を重ねていきたいと

いうふうに思つております。

○菅野委員 私は、もう一つ大きな問題なんですが、日本の国内産業を本当に維持発展させていくという観点を国民全体が持たなきやいけないといふうに思つています。そういう意味では、今マグロ全体を取り巻く状況というのを、水産庁が中心となって、関係漁業団体等々も含めて、国民に理解を求めていくところが非常に重要なボイントでないかというふうに思つています。

マグロ漁業基地というのが全国どこにでもあるということだつたらば全国民が理解するんです。が、限定された地域でもって行われているということからなかなか国民的な理解というものが得られないかというふうに思つています。そういう意味では、JAS法の改正が行われました。JAS法の改正が行われて、今食品に対する関心というものが、農水省が中心となって大きく関心を高めたというふうに思つています。そういう意味で、マグロ類についても原産地表示を徹底するということが必要なんだというふうに思つています。

それが原産地表示という部分で行われているんですが、今の実態がどうなつていてるのかというふうに思つてみると、昨年の九月、日かつ連が行つた店頭販売における原産地表示の実態調査によればといふこと、民間団体が業を煮やして調査しているんでですね。政府が行つていてるんじやないんです。それで、輸入メバチが三%、キハダでも六%しか原産地が表示されていない、そういう状況です。それから、輸入された蓄養のミナミマグロが約四四%が表示されていたものの、輸入された蓄養クロマグロは一〇・八%しか表示されていないということ、こういう状況ですね。やはり私は、徹底していくことが水産庁

としても施策として重要なことではないのかなとうふうに思つますが、これに対し見解をお聞きしておきたいと思います。

○木下政府参考人 漁業関係団体が昨年の九月に実施をいたしました調査でござりますけれども、委員御指摘のとおり、輸入マグロである旨表示している率が非常に低いという結果になって、非常に残念な結果でござります。

私ども、このよな結果を受けまして、昨年十一月から関係団体を集め、その適正化に取り組んでいるところでございますけれども、委員御指摘のとおり、原産地表示を徹底するということは、水産庁の施策の中でも極めて重要であるというふうに認識をいたしております。大臣からも、水産物の表示につきまして、徹底した調査とその趣旨の徹底を図るよう指示を受けたところでございま

す。私ども、この秋にかけまして、水産庁として、どのような表示実態にあるのかということも含めまして、徹底した調査とそれを踏まえた指導を進めていきたいというふうに考えております。

○菅野委員 先ほどからずっと言つていてるんですが、対応が後手後手になつていい、あらゆる施策の展開を今時期に徹底して行わない限り、毎年漁業経営から撤退していっている、そういう状況なんですね。このままあと二年、四年推移していったならばどうなるんだろうかという漁業経営者の心配が声として起つていてるんです。そのことでみると、去年の九月、日かつ連が行つた店頭販売における原産地表示の実態調査によればといふこと、民間団体が業を煮やして調査しているんでですね。政府が行つていてるんじやないんです。それで、輸入メバチが三%、キハダでも六%しか原産地が表示されていない、そういう状況です。それから、輸入された蓄養のミナミマグロが約四四%が表示されていたものの、輸入された蓄養クロマグロは一〇・八%しか表示されていない

て、そういう形で大臣は施策の展開を先送りしておられるというふうに私は聞こえてならないんです。ね。

今言ったように、日本のマグロ類を、マグロも含めて、私はマグロが今非常に危機だというふうに思つんですね。漁船漁業等を含めて、今日の状況、今のやりとりの中で聞いていて、大臣として、今後どのように決意して対策を練つていかれるのか、見解をお聞きしておきたいと思います。

○武部国務大臣 我が国の漁業については、魚種、漁法、または経営形態の大小、遠洋、沖合、また沿岸、多種多様な形態があるわけでありますし、その中で、日本民族というのは、やはり魚と米というのは切つても切れない関係にあるんだろ

う、このように思います。

そういう意味で、多様な政策展開というものが必要だという意味で私は申し上げたわけでございますが、昨今、食品表示の問題が多発しております。そのことによって、食の安全に対する消費者や国民の信頼が食卓を揺るがすようになりますが、大問題になつてきているわけでございまして、こ

ういうようなことを考えますと、私は、さまざまに国際法規も含めて法令遵守ということはきちっとしなきゃならぬ、このように思います。このことについては、行政当局として毅然と対応すると

いうことを今後徹底指示してまいりたい、このよう

に思います。

その上で、現在、魚価の低迷等により厳しい経営を余儀なくされている方々に対しましては、今後とも、我が国マグロ漁業につきまして、国際的な操業規則の強化、外国漁船との競争等厳しい状況の中ありましょうが、漁業生産の維持を図るために、ICC-CAT等の国際漁業管理機関における適正な資源管理の実現、これはもう相当強い決意で求めてまいりたいと思います。

二国間の漁業交渉を通じた漁場の確保を図るということについても厳正に対処してまいりたいと思ひますし、本年度から、洋上保管を含む受託方

式の水産物調整保管事業への導入や漁船リース事業の実施等、適正なマグロの魚価の形成や生産コストの削減等による国際競争力の向上のための取り組みも支援しているところでございます。

いずれにいたしましても、今委員と水産庁長官との質疑を聞いておりまして、この分野ももう一度度徹底的に実態を把握する必要がある、そして、毅然とした対応というものが需要だということを強く感じた次第でございまして、我が国の遠洋漁業の主要な柱でありますマグロ漁業につきまして、今後ともその存続のため、最大限の努力を傾注してまいりたい、かようには存じます。

○菅野委員 大臣、前々農水委員長である宮路先生が、平成八年にまぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法をつくったときさつというものを一冊の本にまとめて、私、見る機会、こういうのを出しているというのも知らなかつたんですが、今回、資料収集している中でこの本を見つけることが、手にすることができました。

平成八年と六年間経過した今日の状況というのは、一つも変わっていないですね。本当に、この六年間でどういう施策をこれに基づいて展開してきたんだろうかということを疑わざるを得ない。先ほども紹介しましたけれども、政府の無策という声が上がってきててもおかしくないというふうに私は思いました。それくらい、今日的な厳しさがあるということだと思います。平成八年当時も同じ思いで、もつてこの法律案をつくったんだらうかということを疑わざるを得ない。先ほども紹介しましたけれども、政府の無策という声が上がりつけてもおかしくないというふうに私は思いました。それくらい、今日的な厳しさがといったときに、私は結びついでいるといつて思ひます。

そして、「輸入に関する措置」ということで第六条にうたつてあるんですね、平成八年度も。平成八年において、マグロ類の輸入を何とかしなければ日本のマグロ漁業というものが先行き成り立つていかないという立場に立つていていたといふうに思つています。そして、外務省や通産省とのやりとりのことも紹介されました。この外務省や通産省との話し合いを、水産庁が、農林水産

最後に、これらの施策がペイオフに備えるとい
う理由で合理化されています。しかし、漁業者に
負担を押しつけ、信用事業の規模拡大、体制整備
によって真に事業の安定が図られるのでしょうか。
魚価の安定や経営支援など、政府の政策の転
換、漁業者本位の民主的運営こそ重要であることを
指摘し、反対討論といたします。

○鉢呂委員長 これにて討論は終局いたしました
た。

○鉢呂委員長 これより採決に入ります。

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案につ
いて採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鉢呂委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○鉢呂委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、金田英行君外四名から、自由民主党、民
主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び社会民
主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。白保
台一君。

○白保委員 私は、自由民主党、民主党・無所属
クラブ、公明党、自由党及び社会民主党・市民連
合を代表して、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申
し上げます。

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申します。

資源状態の悪化等により経営環境が一段と厳
しさを増している中、水産業協同組合について
は、水産基本法の basic 理念の実現に向け、積極的な役割を果たすことが期待されている。

よって政府は、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に努め、その健全な発展に万全を

期すべきである。
記

一 水産資源の管理・當漁指導をはじめ、水產物の安定供給、漁業の経営改善、漁村の活性化等、漁協等による取組みが円滑かつ適切に行われるよう、地方公共団体とも連携し、事業・組織基盤の強化等各種施策の積極的な推進に努めること。また、漁協の自主性を尊重しつつ、漁協合併が促進されるよう、漁業協同組合合併促進法等関係制度について検討し、国及び地方公共団体の取組みを強化すること。

二 常勤理事の必置、最低出資金額の引上げに当たっては、漁協系統の組織・事業の実情を十分踏まえ、現場での混乱を来すことのないよう適切に対応すること。

三 漁協等の経営の健全性を確保するため、継続未然防止体制の整備及び適正運営の確保について指導するとともに、行政検査の充実・強化及び行政検査と連合会監査との連携の強化を図ること。

四 漁協系統信用事業の健全性を確保するため、その零細性・脆弱性等の実態を踏まえ、信用事業の整備が迅速かつ機動的に行われるよう指導すること。その場合、組合員に対する利便性の提供が十分確保されるよう指導すること。

右決議する。
以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のことろと思
いますので、説明は省略させていただきます。
何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し
上げます。

○鉢呂委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
以上でござります。

○鉢呂委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

○鉢呂委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求
めます。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

平成十四年六月十一日

○鉢呂委員長 起立総員。よって、本案に対し附
帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣武部勤君。

○武部国務大臣 ただいまは法案を可決いただきまして、ありがとうございました。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○鉢呂委員長 次に、漁業災害補償法の一部を改
正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのではあります、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○鉢呂委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○鉢呂委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

び悩み等の多くの課題を抱えている。

よって政府は、漁業経営の安定等のため本制度が果たすべき役割について引き続き検討を深めるとともに、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に努め、本制度の健全かつ円滑な運営が確保され、漁業者の経営の安定が図られるよう万全を期すべきである。

記

一本制度への一層の加入促進を図るため、漁業者等に対して今回の改正内容を十分周知するとともに、漁協及び漁業共済団体等の普及推進体制の充実並びに政府・地方公共団体が実施する各種施策と本制度との連携の強化を図ること。

二 漁業関係の共済・保険事業の運営の現状及び漁業経営の合理化の必要性等にかんがみ、総合的な共済・保険制度の確立に向けて検討すること。

三 以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のことろと思
いますので、説明は省略させていただきます。
何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し
上げます。

○鉢呂委員長 これにて趣旨の説明は終わりま
した。

○鉢呂委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求
めます。

一一

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○鉢呂委員長 次に、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのではあります、その申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正す

る法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鉢呂委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○鉢呂委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、金田英行君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりました。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。山田正彦君。

○山田(正)委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合を代表して、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を

改正する法律案に対する附帯決議(案)

国民の健全なレクリエーションとしての遊漁の振興と遊漁船業の適正化を推進することは、漁村の活性化を図るとともに、水産業及び漁村の有する多面的機能を發揮する上でも極めて重要である。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一 記

遊漁船利用者の安全の確保及び漁場の安定的な利用関係を確立するため、遊漁船業者の意識の啓発と向上及び遊漁船業者の組織化を積極的に推進すること。

この場合、国及び都道府県と遊漁船業関係団体が相互に連携して指導する体制を確立すること。

二 登録都道府県の地先を越える海域での遊漁船の事故及び漁場利用上の紛争等について、国及び関係都道府県が協力して対処する体制を整備すること。

三 都市と漁村の共生と対流を一層促進するため、都市住民のニーズに十分配慮し、漁村における遊漁関連施設の充実に努めること。

四 近年のプレジャーボートによる遊漁者の増加に対処し、水産資源の持続的な利用を図る観点から、その実態をさらに把握するとともに、プレジャーボートを含む遊漁・漁業間の漁場利用の調整を図ること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところと思ひますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○鉢呂委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鉢呂委員長 起立総員。よつて、本案に付し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を認められておりますので、これを許します。農林水産大臣武部勤君。

○武部國務大臣 ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございました。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○鉢呂委員長 記

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鉢呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鉢呂委員長 次回は、公報をもってお知らせする」とことし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

第一類第八号

農林水産委員会議録第十六号

平成十四年六月十一日

平成十四年七月四日印刷

平成十四年七月五日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E